

「漁港漁場関係工事積算基準」に係る令和3年度標準賃金について

①潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	〈49,500〉
10～20m未満	〈53,100〉
20～30m未満	〈56,700〉
30～40m未満	〈60,400〉

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

〈山括弧書き〉は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。